

○総務省令第四十二号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十七条の二及び第七十三条第一項の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年四月三日

総務大臣 鳩山 邦夫

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三第二号中(13)を(19)とし、(6)から(12)までを(12)から(18)までとし、(5)の次に次のように加える。

- (6) 設備規則第四十九条の六の七に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
- (7) 設備規則第四十九条の六の八に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
- (8) 設備規則第四十九条の六の九に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
- (9) 設備規則第四十九条の六の十に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
- (10) 設備規則第四十九条の六の十一に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

(11) 設備規則第四十九条の六の十二に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
第四十一条の二の六第一号(3)を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。